

協会けんぽ 保険料率の変更を決定

行政等のリーフレット参照

全国健康保険協会の一般保険料率(都道府県単位保険料率)及び介護保険料率の変更が決定されました。

<変更の概要>

・都道府県単位保険料率については、平均 10%は維持。
→引き上げとなる支部(24 支部)、引き下げとなる支部(20 支部)、変更がない支部(3支部)

例)東京都: 9.96%→「 9.91%」

大阪府:10.07%→「10.13%」

・介護保険料率(全国一律)は、1.58%から「1.65%」に引き上げ
平成 29 年3月分(4月納付分)から変更後の保険料率が適用されることになります。

各都道府県における保険料率などについて、こちらでご確認ください。

・平成 29 年度の保険料率の決定について

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/home/g3/cat330/sb3130/h29/290210>